

学生・保護者 各位

新型コロナウイルス感染症に伴う本学園の指針・対応について(5/14 改変)

学校法人臼井学園

4月に「新型コロナウイルス感染症に伴う本学園の指針について」を掲載しましたが、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、5月8日に厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」が発出されました。つきましては、下記のとおり本学園指針の変更を行いますので、よろしく願いいたします。

1. 出席停止の対象となる学生について

新型コロナウイルス感染症が政令で「指定感染症」に指定されたため、学校保健安全法施行規則第18条2項により、新型コロナウイルスは学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となりました。

ついては、以下のA、B、Cに該当する場合は、出席停止とします。

A. 以下のいずれかの症状のある場合

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②※1重症化しやすい方または妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※1「重症化しやすい方」
高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く(4日以上)場合、もしくは強い症状と思う場合

B. 感染者との接触がある場合

感染者と※2濃厚接触があった場合

※2

- ・患者(感染者)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに患者(感染者)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(感染者)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他 手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで患者(感染者)と15分以上の

接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する)。

C. 海外からの帰国・来日後14日間が経過していない場合

症状の有無に関わらず、海外からの帰国・来日後14日間が経過していない場合

2. 出席停止解除の要件について

・新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

→ 治癒し、医療機関等が感染のおそれがないと認めるまで

・上記1のAまたはBに該当し「新型コロナ受診相談センター」や地域の診療所等(以下「相談センター」という。)から「予防措置」として出席停止を指示された場合

→ 無症状かつ次の3により相談を行う「相談センター等」が感染のおそれがないと認めるまで

・相談センター等で検査機関の受診が必要ないと判断された場合

→ 無症状かつ相談センター等の指示する待機期間が経過するまで

・海外からの帰国、来日後14日間が経過した場合

→ 無症状かつ学校長が出席を許可するまで

3. ※3相談センターへの相談

上記1のA(ただし、Aの③については、症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)、またはBに該当する場合は、居住地の相談センター等に相談するとともに、相談センター等の指示に従ってください。1のCに該当する場合でも、帰国・来日後14日間中にA、Bに該当した場合には、準じて相談してください。

※3「帰国者・接触者相談センター」連絡先について

- ・新川厚生センター(TEL:0765-52-2647) 黒部市、入善町、朝日町在住の方
- ・新川厚生センター魚津支所(TEL:0765-24-0359)魚津市在住の方
- ・中部厚生センター(TEL:076-472-0637)滑川市、舟橋村、上市町、立山町在住の方
- ・高岡厚生センター(TEL:0766-26-8414)高岡市在住の方
- ・高岡厚生センター射水支所(TEL:0766-56-2666)射水市在住の方
- ・高岡厚生センター氷見支所(TEL:0766-74-1780)氷見市在住の方
- ・砺波厚生センター(TEL:0763-22-3512)砺波市、南砺市在住の方
- ・砺波厚生センター小矢部支所(TEL:0766-67-1070)小矢部市在住の方
- ・富山市保健所(TEL:076-428-1152)富山市在住の方

4. 在籍学科への報告(一次報告)について

1に該当する学生は、感染拡大防止の措置を講じる必要があることから、「出席停止」に該当した日から翌日までに、電話等(登校はしないこと)により、在籍学科にご自身の状況について報告してください。

5. 出席停止期間解除後について

2の出席停止期間が終了した場合には、いずれのケースにおいても、登校を再開する前に必ず在籍学科に報告してください。以後、学校の指示を受けてください。

6. 不要不急の外出について

富山県は現時点(5/14時点)でStage2による生活様式となり、曜日問わず日中は県内各地への外出が可能となっています。ただし、外出の際も感染防止対策の継続をしてください。なお、昼夜ともに県外の外出や繁華街の接待を伴う飲食店等(カラオケ、ライブハウス等)への外出は自粛となっていますので、利用を避けてください。

6. その他感染拡大防止に伴う環境整備について

3密(密閉・密集・密接)が生じないように、下記の対応を取ります。

- ・学生、教職員全員が体温測定・マスクの着用・手洗い・消毒(環境表面含む)を励行する。
- ・授業については、個人間の距離をできる限り確保し、換気を徹底する。
- ・外部の業者や郵便受け取り等に関しても、原則玄関で行い、学校への立ち入りの制限を行う。ただし、どうしても必要とする内容の場合、体温測定・健康状態・消毒液の使用・マスクの着用を確認したうえで、学校内で対応することとする。